

民生委員

児童委員は

地域の身近な  
相談相手

民生委員・児童委員は、地域住民の一員として区民の相談を受け、課題の解決のために適切な機関につなぎます。住んでいる地域を担当する民生委員・児童委員については、お問い合わせください。

問合せ

福祉推進課地域福祉係 ☎内線2637

## 民生委員・児童委員、主任児童委員とは

民生委員  
児童委員

民生委員は、民生委員法により厚生労働大臣から委嘱され、無報酬で地域福祉の向上に取り組んでいます。児童委員も兼ねており、区では約200人の民生委員・児童委員が活躍しています。

主任児童委員

主任児童委員は、民生委員・児童委員の中で、特に、子どもや子育てに関する支援を専門に担当します。区では、15人の主任児童委員が担当区域の民生委員・児童委員と連携しながら、児童福祉の向上に取り組んでいます。

## 民生委員・児童委員の働き

## 寄り添う

## 社会調査

適切な相談支援ができるよう、担当地域内の実情を日常的に把握します。

## 相談

地域住民が抱える問題について、相手の立場に立ち、親身になって相談に応じます。

## つなぐ

## 連絡通報

悩み事や問題の解決のため、区民と関係機関のつなぎ役になります。

## 調整

区民にとって適切なサービスを把握し、関係機関との調整を行います。

## 伝える

## 情報提供

社会福祉の制度や福祉サービスに関する情報を、わかりやすく区民へ提供します。

## 意見具申

活動を通じて知った問題点や改善策を、必要に応じて関係機関に伝えます。

## 支える

## 生活支援

区民が自立して暮らすことができるよう、生活体制の構築に協力します。



## 民生委員・児童委員の活動

個別の相談のほか、民生委員・児童委員はさまざまな活動を通して、地域福祉の向上に努めています。

## 定例会の実施

8月を除く毎月、定例会を開催し、委員間での意見交換や事例研究に取り組んでいます。また、福祉の見識を高めるため、施設見学や講演会等の研修を積極的に行っています。



## 高齢者みまもりネットワーク事業「ひと声運動」

みまもりネットワークに登録されている方への訪問・声かけを年2回(7月、2月)行っています。高齢者の自宅を訪問し、声かけをすることで、高齢者の孤立を防ぎます。

## 歳末たすけあい運動「お見舞品」の配付協力

歳末たすけあい運動で寄せられた募金を基に、ひとり暮らしの高齢者や在宅障がい児へ、見舞品の配付を行っています。

## ふれあい粋・活サロンへの協力

区内各所で行われている「ふれあい粋・活サロン」の運営に協力し、地域の方の居場所や相談の機会を作っています。



## 双子の会の運営

双子・三つ子を育てている保護者の交流・情報交換の場として、区内3か所で運営しています。



## 民生委員・児童委員パネル展

民生委員・児童委員の活動を紹介するパネルを展示します。

期間 5月24日(水)～31日(水)

場所 区役所1階ロビー

